

# 8、障碍と差別 積極的差別是正措置

日本学術振興会特別研究員  
浦山聖子

※:このマークが付してある著作物は、第三者が有する著作物ですので、同著作物の再使用、同著作物の二次的著作物の創作等については、著作権者より直接使用許諾を得る必要があります。

# 積極的差別是正措置とは？

Affirmative action, positive action, preferential policy

: 差別の社会的効果の除去や機会の格差の是正のために、マイノリティを機会の提供において優遇する措置

場面: 大学の入学審査、雇用、政府との契約、要職への登用、国会議員の議席...

方法: マイノリティを優先、マイノリティにあらかじめ一定の評価を加算、定員枠(クォータ)

→ AA自体の公正さと共に方法も問題

# 大学の入学審査をめぐるAAと裁判①

## 1978 Regents of University of California v. Bakke

- カリフォルニア大学デービス校のメディカル・スクール
- クォータ
- AAは合憲、クォータは違憲
- 争点：平等条項違反か？
- 多様性の確保は、政府が追求すべきやむにやまれぬ理由 (Compelling reason) に該当。

# 大学の入学審査をめぐるAAと裁判②

## 1996 Cheryl Hopwood v. State of Texas

- テキサス州立大学ロースクール
- 1学年が10%のメキシコ系アメリカ人と5%の黒人(テキサス州の大学一般の卒業生におけるマイノリティの比率)を含むように、合否を決定
- AAは違憲
- 多様性の確保は、政府が追求すべきやむにやまれぬ理由(Compelling reason)に該当しない。
- AAは、マイノリティを個人ではなく、集団として扱うことによって、人種的なステレオタイプ(固定観念)を助長する。

# 大学の入学審査をめぐるAAと裁判③

## 2003 Grutter v. Bollinger

- ミシガン大学ロースクール
- 一定数のマイノリティの確保
- AAは合憲
- 多様性の確保は、政府が追求すべきやむにやまれぬ理由 (Compelling reason) に該当。
- 多様性への対応力を培うための最善の方法は、実際に、多様な人々や文化、見解の中に身を置くこと。

# AAと他の人種による区別の違い

- AAと他の場面における人種的要素を利用した処遇の区別の違いは何か？
- そもそも区別することが可能か？
- AAは個人を、個人としてではなく、集団として扱うことになるか？

Cf. 代理変数

# 公営住宅での入居者規制

## Starrett City

- 中間所得層をターゲットにし、連邦政府の補助を受けた住宅（高層46棟、入居者15000人）
- ニューヨーク市の黒人貧困層の居住地区と白人労働者階級の居住地区の間に位置
- 黒人とメキシコ系の割合を40%前後に留める
- 理由：入居者の安定的確保
- NAACPによるクラス・アクション→1984年に和解  
条件：追加的3%の住宅をマイノリティに貸す  
ニュー YORK州は他の公営住宅において20%の住宅をマイノリティに提供

# Starrett City



⚠ Wikipediaより転載(2011/12/21)  
<http://en.wikipedia.org/wiki/File:PennAvStrCity.jpg>



⚠ Wikipediaより転載(2011/12/21)  
<http://en.wikipedia.org/wiki/File:SpringCreek1234.jpg>



# 大学の入学審査の対象項目

志願者の学術的能力や審査以前の成果に限定されるべきか？

ロナルド・ドウオーキン

- 大学の入学審査

≠美人コンテスト、クイズ・ショー

- 米国での審査の対象：志望動機、運動能力、出身地、卒業生の子弟であるか否か...
- 大学教育の機会には政治共同体が費用の一部を負担する希少資源。



Wikipediaより転載  
(2011/12/21)  
[http://en.wikipedia.org/wiki/File:Ronald\\_Dworkin\\_at\\_the\\_Brooklyn\\_Book\\_Festival.jpg](http://en.wikipedia.org/wiki/File:Ronald_Dworkin_at_the_Brooklyn_Book_Festival.jpg)

# 議論：積極的差別是正措置

- AAは逆差別か？
- AAと他の人種的要素に基づく処遇を区別することは可能か？
- 大学の入学審査、雇用、政府との契約、要職への登用など、活用される場面によって、AA適用の適否は異なるか？
- 女性に対してもAAがなされるべきか？
- 大学の入学審査の基準はどのようであるべきか？

# 事例①車いすのチアリーダー

- 車いすの高校生チアリーダー、Callie Smartt
- 代表チームから外され、名誉チアに。
- 名誉チアも廃止。復帰のためには、開脚や宙返りのテストに合格する必要。
- 理由：安全性（チームのキャプテンの父親）

# 事例②歩行困難なプロゴルファー

## 2001 PGA Tour, Inc., v. Casey Martin

- 歩行困難なプロゴルファー、Casey Martin
- プロゴルフ協会に試合中にカートを利用することを求めるが、許可されず。
- 判旨：歩行の免除は認められるべき
- カートの利用は比較的普及、ゴルフの本質を変更することにはならない

# 法や政治の役割

- 非差別原理
- 名誉、美德、目的、本質...
- 法や政治の役割は？

Cf 卓越主義 (perfectionism)

- チアリーダーの事例において、法や政治、正義は何ができるのか？
- ゴルフのルールそのものに裁判所は関与すべきか？

# 平等の保障とは何か？

- 等しい勝率ではなく、等しい参加とは？
- 駅や公共施設の点字ブロック？
- John Rawls「最も恵まれない人々」という地位
- 障害者への配慮とAAの違い？

# 議論：障害と差別

- 平等の保障とは？
- 障害者への配慮とAAの違い？
- 法や政治の役割？